

# 福岡大学学科履修規程

## 第1章 総 則

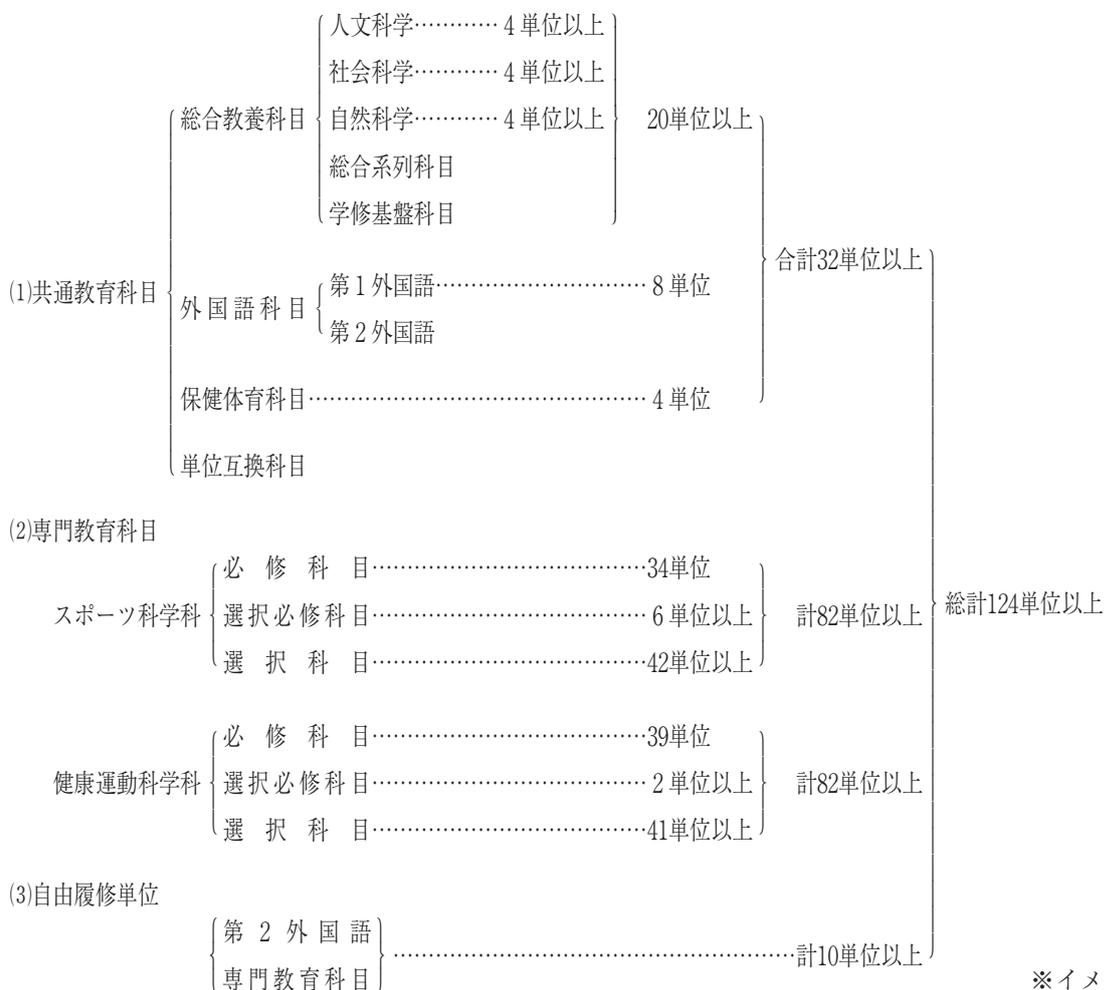
第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

## 第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

### 令和5年度入学生(23台)

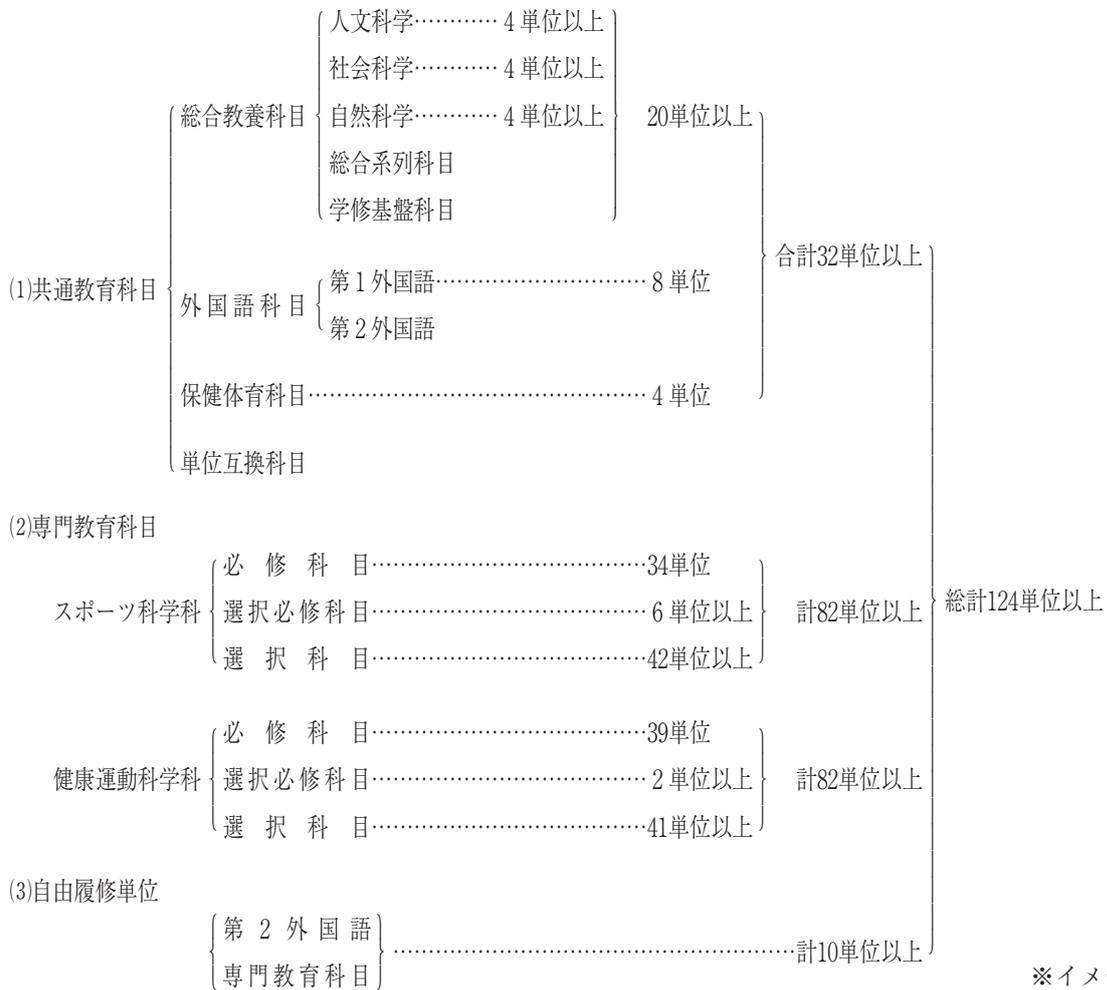
10 スポーツ科学部(スポーツ科学科・健康運動科学科)の学生は、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)



- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

令和4年度入学生(22台)

10 スポーツ科学部(スポーツ科学科・健康運動科学科)の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)

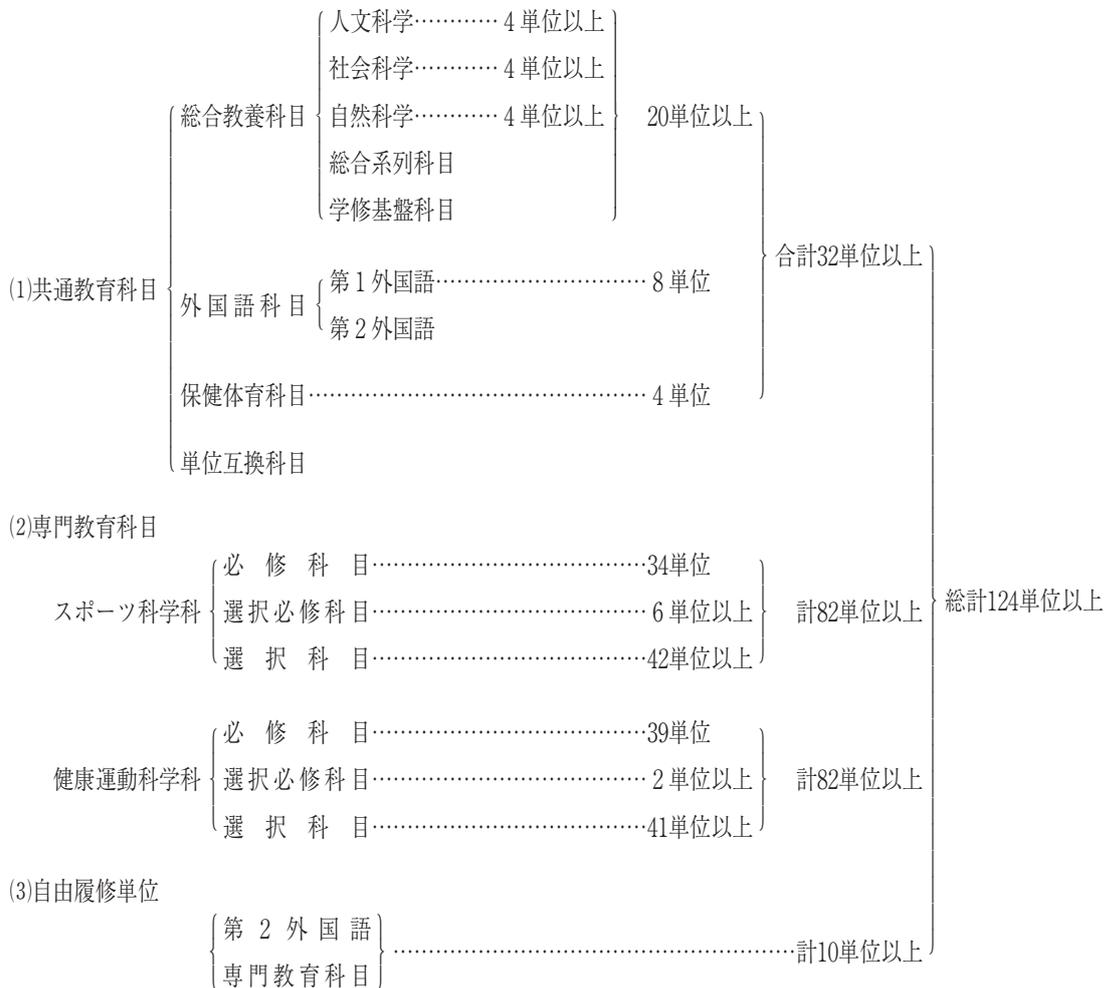


※イメージ図

- (注) 1 第1 外国語の海外英語研修2 単位、アドバンスト・イングリッシュ2 単位及び第2 外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10 単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
 4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124 単位のなかに算入しない。

令和3年度入学生(21台)

10 スポーツ科学部(スポーツ科学科・健康運動科学科)の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)



- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
 4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

**令和2年度入学生 (20台)**

10 スポーツ科学部 (スポーツ科学科・健康運動科学科) の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	} 20単位以上	} 合計32単位以上			
		社会科学……………4単位以上					
		自然科学……………4単位以上					
		総合系列科目 学修基盤科目					
外国語科目	第1外国語……………8単位	} 8単位	} 総計124単位以上				
	第2外国語						
保健体育科目……………4単位	} 4単位	} 総計124単位以上					
単位互換科目							
(2)専門教育科目							} 総計124単位以上
スポーツ科学科	必修科目……………34単位				} 計82単位以上		
	選択必修科目……………6単位以上						
	選択科目……………42単位以上						
健康運動科学科	必修科目……………40単位			} 計82単位以上			
	選択必修科目……………2単位以上						
	選択科目……………40単位以上						
(3)自由履修単位					} 計10単位以上		
第2外国語 専門教育科目							

- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
 4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

**平成31年度入学生 (19台)**

10 スポーツ科学部 (スポーツ科学科・健康運動科学科) の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	} 20単位以上	} 合計32単位以上			
		社会科学……………4単位以上					
		自然科学……………4単位以上					
		総合系列科目 学修基盤科目					
外国語科目	第1外国語……………8単位	} 8単位	} 総計124単位以上				
	第2外国語						
保健体育科目……………4単位	} 4単位	} 総計124単位以上					
単位互換科目							
(2)専門教育科目							} 総計124単位以上
スポーツ科学科	必修科目……………34単位				} 計82単位以上		
	選択必修科目……………6単位以上						
	選択科目……………42単位以上						
健康運動科学科	必修科目……………40単位			} 計82単位以上			
	選択必修科目……………2単位以上						
	選択科目……………40単位以上						
(3)自由履修単位					} 計10単位以上		
第2外国語 専門教育科目							

- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
 4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

## 平成30年度入学生（18台）

10 スポーツ科学部（スポーツ科学科・健康運動科学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	} 20単位以上	}	合計32単位以上
		社会科学……………4単位以上			
		自然科学……………4単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目			
外国語科目	第1外国語……………8単位	}	}	}	}
	第2外国語				
	保健体育科目……………4単位				
	単位互換科目				
(2)専門教育科目					
スポーツ科学科	必修科目……………34単位	}	} 計82単位以上	}	} 総計124単位以上
	選択必修科目……………6単位以上				
	選択科目……………42単位以上				
健康運動科学科	必修科目……………40単位	}	} 計82単位以上	}	}
	選択必修科目……………2単位以上				
	選択科目……………40単位以上				
(3)自由履修単位					
	第2外国語	}	} 計10単位以上	}	}
	専門教育科目				

- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

## 平成29年度入学生（17台）

10 スポーツ科学部（スポーツ科学科・健康運動科学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	} 20単位以上	}	合計32単位以上
		社会科学……………4単位以上			
		自然科学……………4単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目			
外国語科目	第1外国語……………8単位	}	}	}	}
	第2外国語				
	保健体育科目……………4単位				
	単位互換科目				
(2)専門教育科目					
スポーツ科学科	必修科目……………34単位	}	} 計82単位以上	}	} 総計124単位以上
	選択必修科目……………6単位以上				
	選択科目……………42単位以上				
健康運動科学科	必修科目……………40単位	}	} 計82単位以上	}	}
	選択必修科目……………2単位以上				
	選択科目……………40単位以上				
(3)自由履修単位					
	第2外国語	}	} 計10単位以上	}	}
	専門教育科目				

- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

平成28年度入学生（16名）

10 スポーツ科学部（スポーツ科学科・健康運動科学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	} 20単位以上	}	合計32単位以上
		社会科学……………4単位以上			
		自然科学……………4単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位	}	}	合計32単位以上
		第2外国語			
		保健体育科目……………4単位			
		単位互換科目			
(2)専門教育科目					
スポーツ科学科	}	必修科目……………34単位	} 計82単位以上	}	総計124単位以上
		選択必修科目……………6単位以上			
		選択科目……………42単位以上			
健康運動科学科	}	必修科目……………40単位	} 計82単位以上	}	総計124単位以上
		選択必修科目……………2単位以上			
		選択科目……………40単位以上			
(3)自由履修単位					
		第2外国語			
		専門教育科目			計10単位以上

- (注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 各学科とも、選択必修科目において所定の単位数を超えて修得した単位数は、選択科目の単位数に算入する。  
 4 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

## 令和5年度入学生(23台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

## VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
  - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
    - (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
    - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
    - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**卒業見込者の定義について**（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 令和4年度入学生(22台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

## VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
  - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**卒業見込者の定義について**（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 令和3年度入学生(21台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

## VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
  - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
    - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
    - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
  - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
  - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
  - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
  - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
  - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目） 8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。  
 (2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 8 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。  
 (3) 工学共通科目は、機械工学科は24 単位まで、電気工学科は20 単位まで、電子情報工学科は18 単位まで、化学システム工学科は20 単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18 単位までとする。

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より 15 単位以上、計 21 単位以上、外国語科目の第 1 外国語 8 単位、第 2 外国語 4 単位以上、計 12 単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については 18 単位、合計 53 単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、51 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 10 単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計 18 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 17 単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計 43 単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。

- (2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 26 単位、専門教育科目について必修科目の 34 単位、合計 88 単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。

- (3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の 13 単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

- (4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 27 単位、専門教育科目について必修科目の 60 単位及び選択必修科目の 1 単位、合計 116 単位以上を修得していなければ第 4 年次に進級することができない。

第 6 条の 8 薬学部の学生は、第 1 年次から第 5 年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

## VI. 諸 規 程

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 令和2年度入学生(20台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

## VI. 諸 規 程

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**卒業見込者の定義について**（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

## VI. 諸 規 程

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**卒業見込者の定義について**（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

## VI. 諸 規 程

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

## 平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。

2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）**

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



令和4年度入学生(22台)

スポーツ科学部 スポーツ科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲倫理学A 2	哲倫理学B 2	論理学A 2	論理学B 2	論理学C 2	論理学D 2	
		社会科学	政治学A 2	政治学B 2	社会学A 2	社会学B 2	社会学C 2	社会学D 2	
	自然科学	物理学入門	2	基礎物理学	2	統計学入門	2	物理学入門	2
		地球圏科学入門	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	マクロの生物科学	2
	総合系科目	地球環境	2	新しき地球観	2	自然科学入門	2	自然科学と人間	2
	学修基盤科目	文化と教育	2	生命・健康と医療	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次					
	第1	第2	第3	第4					
	第1	第2	第3	第4					
	第2	第3	第4	第5					
第3	第4	第5	第6						
第4	第5	第6	第7						
第5	第6	第7	第8						
第6	第7	第8	第9						
第7	第8	第9	第10						
第8	第9	第10	第11						
第9	第10	第11	第12						
第10	第11	第12	第13						
第11	第12	第13	第14						
第12	第13	第14	第15						
第13	第14	第15	第16						
第14	第15	第16	第17						
第15	第16	第17	第18						
第16	第17	第18	第19						
第17	第18	第19	第20						
第18	第19	第20	第21						
第19	第20	第21	第22						
第20	第21	第22	第23						
第21	第22	第23	第24						
第22	第23	第24	第25						
第23	第24	第25	第26						
第24	第25	第26	第27						
第25	第26	第27	第28						
第26	第27	第28	第29						
第27	第28	第29	第30						
第28	第29	第30	第31						
第29	第30	第31	第32						
第30	第31	第32	第33						
第31	第32	第33	第34						
第32	第33	第34	第35						
第33	第34	第35	第36						
第34	第35	第36	第37						
第35	第36	第37	第38						
第36	第37	第38	第39						
第37	第38	第39	第40						
第38	第39	第40	第41						
第39	第40	第41	第42						
第40	第41	第42	第43						
第41	第42	第43	第44						
第42	第43	第44	第45						
第43	第44	第45	第46						
第44	第45	第46	第47						
第45	第46	第47	第48						
第46	第47	第48	第49						
第47	第48	第49	第50						
第48	第49	第50	第51						
第49	第50	第51	第52						
第50	第51	第52	第53						
第51	第52	第53	第54						
第52	第53	第54	第55						
第53	第54	第55	第56						
第54	第55	第56	第57						
第55	第56	第57	第58						
第56	第57	第58	第59						
第57	第58	第59	第60						
第58	第59	第60	第61						
第59	第60	第61	第62						
第60	第61	第62	第63						
第61	第62	第63	第64						
第62	第63	第64	第65						
第63	第64	第65	第66						
第64	第65	第66	第67						
第65	第66	第67	第68						
第66	第67	第68	第69						
第67	第68	第69	第70						
第68	第69	第70	第71						
第69	第70	第71	第72						
第70	第71	第72	第73						
第71	第72	第73	第74						
第72	第73	第74	第75						
第73	第74	第75	第76						
第74	第75	第76	第77						
第75	第76	第77	第78						
第76	第77	第78	第79						
第77	第78	第79	第80						
第78	第79	第80	第81						
第79	第80	第81	第82						
第80	第81	第82	第83						
第81	第82	第83	第84						
第82	第83	第84	第85						
第83	第84	第85	第86						
第84	第85	第86	第87						
第85	第86	第87	第88						
第86	第87	第88	第89						
第87	第88	第89	第90						
第88	第89	第90	第91						
第89	第90	第91	第92						
第90	第91	第92	第93						
第91	第92	第93	第94						
第92	第93	第94	第95						
第93	第94	第95	第96						
第94	第95	第96	第97						
第95	第96	第97	第98						
第96	第97	第98	第99						
第97	第98	第99	第100						
第98	第99	第100	第101						
第99	第100	第101	第102						
第100	第101	第102	第103						
第101	第102	第103	第104						
第102	第103	第104	第105						
第103	第104	第105	第106						
第104	第105	第106	第107						
第105	第106	第107	第108						
第106	第107	第108	第109						
第107	第108	第109	第110						
第108	第109	第110	第111						
第109	第110	第111	第112						
第110	第111	第112	第113						
第111	第112	第113	第114						
第112	第113	第114	第115						
第113	第114	第115	第116						
第114	第115	第116	第117						
第115	第116	第117	第118						
第116	第117	第118	第119						
第117	第118	第119	第120						
第118	第119	第120	第121						
第119	第120	第121	第122						
第120	第121	第122	第123						
第121	第122	第123	第124						
第122	第123	第124	第125						
第123	第124	第125	第126						
第124	第125	第126	第127						
第125	第126	第127	第128						
第126	第127	第128	第129						
第127	第128	第129	第130						
第128	第129	第130	第131						
第129	第130	第131	第132						
第130	第131	第132	第133						
第131	第132	第133	第134						
第132	第133	第134	第135						
第133	第134	第135	第136						
第134	第135	第136	第137						
第135	第136	第137	第138						
第136	第137	第138	第139						
第137	第138	第139	第140						
第138	第139	第140	第141						
第139	第140	第141	第142						
第140	第141	第142	第143						
第141	第142	第143	第144						
第142	第143	第144	第145						
第143	第144	第145	第146						
第144	第145	第146	第147						
第145	第146	第147	第148						
第146	第147	第148	第149						
第147	第148	第149	第150						
第148	第149	第150	第151						
第149	第150	第151	第152						
第150	第151	第152	第153						
第151	第152	第153	第154						
第152	第153	第154	第155						
第153	第154	第155	第156						
第154	第155	第156	第157						
第155	第156	第157	第158						
第156	第157	第158	第159						
第157	第158	第159	第160						
第158	第159	第160	第161						
第159	第160	第161	第162						
第160	第161	第162	第163						
第161	第162	第163	第164						
第162	第163	第164	第165						
第163	第164	第165	第166						
第164	第165	第166	第167						
第165	第166	第167	第168						
第166	第167	第168	第169						
第167	第168	第169	第170						
第168	第169	第170	第171						
第169	第170	第171	第172						
第170	第171	第172	第173						
第171	第172	第173	第174						
第172	第173	第174	第175						
第173	第174	第175	第176						
第174	第175	第176	第177						
第175	第176	第177	第178						
第176	第177	第178	第179						
第177	第178	第179	第180						
第178	第179	第180	第181						
第179	第180	第181	第182						
第180	第181	第182	第183						
第181	第182	第183	第184						
第182	第183	第184	第185						
第183	第184	第185	第186						
第184	第185	第186	第187						
第185	第186	第187	第188						
第186	第187	第188	第189						
第187	第188	第189	第190						
第188	第189	第190	第191						
第189	第190	第191	第192						
第190	第191	第192	第193						
第191	第192	第193	第194						
第192	第193	第194	第195						
第193	第194	第195	第196						
第194	第195	第196	第197						
第195	第196	第197	第198						
第196	第197	第198	第199						
第197	第198	第199	第200						
第198	第199	第200	第201						
第199	第200	第201	第202						
第200	第201	第202	第203						
第201	第202	第203	第204						
第202	第203	第204	第205						
第203	第204	第205	第206						
第204	第205	第206	第207						
第205	第206	第207	第208						
第206	第207	第208	第209						
第207	第208	第209	第210						
第208	第209	第210	第211						
第209	第210	第211	第212						
第210	第211	第212	第213						
第211	第212	第213	第214						
第212	第213	第214	第215						
第213	第214	第215	第216						
第214	第215	第216	第217						
第215	第216	第217	第218						
第216	第217	第218	第219						
第217	第218	第219	第220						
第218	第219	第220	第221						
第219	第220	第221	第222						
第220	第221	第222	第223						
第221	第222	第223	第224						
第222	第223	第224	第225						
第223	第224	第225	第226						
第224	第225	第226	第227						
第225	第226	第227	第228						
第226	第227	第228	第229						
第227	第228	第229	第230						
第228	第229	第230	第231						
第229	第230	第231	第232						
第230	第231	第232	第233						
第231	第232	第233	第234						
第232	第233	第234	第235						
第233	第234	第235	第236						
第234	第235	第236	第237						
第235	第236	第237	第238						
第236	第237	第238	第239						
第237	第238	第239	第240						
第238	第239	第240	第241						
第239	第240	第241	第242						
第240	第241	第242	第243						
第241	第242	第243	第244						
第242	第243	第244	第245						
第243	第244	第245	第246						
第244	第245	第246	第247						
第245	第246	第247	第248						
第246	第247	第248	第249						
第247	第248	第249	第250						
第248	第249	第250	第251						
第249	第250	第251	第252						
第250	第251	第252	第253						
第251	第252	第253	第254						
第252	第253	第254	第255						
第253	第254	第255</							

令和3年度入学生 (21台)

スポーツ科学部 スポーツ科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		社会科学	西洋史A	2	西洋史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
		自然科学	物理学A	2	物理学B	2	化学A	2	化学B	2
		総合系科目	地球科学入門	2	基礎化学	2	統計入門	2	物理科学入門	2
		学修基盤科目	文化と教育	2	現代を生きる	2	生活と環境の化学	2	マクロの生物科学	2
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	※インターメディアイト・イングリッシュIII	1		
		第2	【ドイツ語I】	2	【ドイツ語II】	2	【ドイツ語III】	2		
			【フランス語I】	2	【フランス語II】	2	【フランス語III】	2		
			【中国語I】	2	【中国語II】	2	【中国語III】	2		
			【ロシア語I】	2	【ロシア語II】	2	【ロシア語III】	2		
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ演習III	1						
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学	2	スポーツバイオメカニクス	2	スポーツ科学演習	4	卒業研究論文	6	
		陸上競技	1	スポーツ整形外科学	2					
	選択必修科目	器械運動I	1	スポーツ社会学	2					
		器械運動II	1	スポーツ哲学	2					
		フレッシュマンセミナーI	2	水泳I	1					
		フレッシュマンセミナーII	2	ステップアップセミナー	1					
				バレーボールI	1	スケートI	1			
				バスケットボールI	1	陸上競技II	1			
				ハンドボールI	1	【体育器械運動II】	1			
				柔剣道I	1	器械運動II	1			
選択科目	コア連携科目	スポーツ方法学	2	ピークパフォーマンス演習I	2	○ピークパフォーマンス演習II	2	メンタルマネジメント	2	
		解剖生理学	2	発達発達老化科学	2	○トップアスリートコーチ論	2			
	トレーナーコース	スポーツ栄養学	2	スポーツ測定評価演習	2	○コーチ法実習	1			
		スポーツマッサージ	2	スポーツ経営管理	2					
		スポーツトレーニング概論	2	スポーツ情報処理実習	2	スポーツトレーナー実習	1	メンタルマネジメント	2	
		解剖生理学	2	スポーツ内科学	2	アスレチックリハビリテーション	2			
		テーピング理論及び実習	2	スポーツ測定評価	2					
		ウェイトトレーニング演習	2	スポーツトレーナー概論	2					
	保健体育教員コース	スポーツ方法学	2	保健体育科教育法I	2	保健体育科教育法III	2	○保健体育教職演習II	2	
		スタグ	1	保健体育科教育法II	2	保健体育科教育法IV	2			
コア連携科目	生涯スポーツ論	2	保健体育科教育法III	2	学校保健学	2				
			保健体育科教育法IV	2	公衆衛生学(含衛生学)	2				
コース共通科目群	コア連携科目	生涯スポーツ教育	2	保健体育科教育法I	2	教職事前実習	1			
				保健体育科教育法II	2	○保健体育教職演習I	2			
	コース共通科目群	生涯スポーツ教育	2	スポーツ情報処理実習	2	【学校体育経営管理学】	2			
				スポーツ運動学	2	【保健教材演習】	2			
				レジャー・レクリエーション概論	2	スポーツ産業論	2			
				野外教育概論	2	スポーツマーケティング論	2			
						社会調査実習	2			
						アダプテッドスポーツ演習	2			
						【コーチ哲学】	2			
						スポーツメディア論	2			
				スポーツバリエーション論	2					
				スポーツ心理学実験	2					
				スポーツ生理学実験	2					
				球技論	2					
				柔道論	2					
				剣道論	2					
				陸上競技論	2					
				水泳論	2					
				器械運動論	2					
				基礎防災論	2					
				スポーツ行政論	2					

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の海外教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次の選択必修科目から4単位以上、3年次の選択必修科目から2単位以上履修しなければならない。6単位を超えて履修した単位数は選択科目の単位数に算入する。  
 4 3年次のコースを履修することができる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 5 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 6 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。  
 ( ) 内は、今年度休講。





平成30年度入学生 (18台)

スポーツ科学部 スポーツ科学科

※印は必修

		第 1・2・3・4 年次								
		授 業 科 目		単 位	授 業 科 目		単 位	授 業 科 目		単 位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		社会科学	政治学A	2	政治学B	2	社会学A	2	社会学B	2
		自然科学	物理学A	2	物理学B	2	化学A	2	化学B	2
		総合系列科目	地球科学入門	2	環境と健康	2	文化と教育	2	現代を生きる	2
		学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン	2	アカデミックスキルズゼミⅠ	2	アカデミックスキルズゼミⅡ	2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか	2
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅠ	1	※インターメディアイト・イングリッシュⅢ	1		
		第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
			フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
			中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
			ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅲ	1						
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学	2	スポーツ生理学	2	スポーツ科学演習	4	卒業研究論文	6	
		スポーツ社会学	2	スポーツバイオメカニクス	2					
	選択必修科目	陸上競技	1	水泳	1	スケート	1			
		器械運動Ⅰ	1	水泳Ⅱ	1	陸上競技Ⅱ	1			
		器械運動Ⅱ	1	水泳Ⅲ	1	器械運動Ⅱ	1			
		フレッシュマンセミナーⅠ	2	水泳Ⅳ	1	器械運動Ⅲ	1			
		フレッシュマンセミナーⅡ	2	水泳Ⅴ	1	器械運動Ⅳ	1			
				水泳Ⅵ	1	器械運動Ⅴ	1			
				水泳Ⅶ	1	器械運動Ⅵ	1			
				水泳Ⅷ	1	器械運動Ⅶ	1			
選択科目	コア推進科目	解剖生理学	2	ピークパフォーマンス演習Ⅰ	2	○ピークパフォーマンス演習Ⅱ	2	メンタルマネジメント	2	
		解剖生理学	2	発育発達老化学	2	○トップアスリートコーチング	2			
	コア推進科目	スポーツマッサージ	2	スポーツ内科学	2	○コーチング実習	1			
		スポーツ方法学	2	スポーツ測定評価	2					
		解剖生理学	2	スポーツ栄養学	2					
		テーピング理論及び実習	2	スポーツ経営管理学	2	スポーツトレーナー実習	1	メンタルマネジメント	2	
		ウェイトトレーニング演習	2	スポーツ情報処理実習	2	アスレチックリハビリテーション	2			
		解剖生理学	2	スポーツ内科学	2					
		テーピング理論及び実習	2	スポーツ測定評価	2					
		ウェイトトレーニング演習	2	スポーツ栄養学	2					
科目群	コア推進科目	スポーツ社会学	2	保健体育科教育法Ⅰ	2	保健体育科教育法Ⅲ	2	○保健体育教職演習Ⅱ	2	
		スポーツ方法学	2	保健体育科教育法Ⅱ	2	保健体育科教育法Ⅳ	2			
	コア推進科目	解剖生理学	2	発育発達老化学	2	保健体育科教育法Ⅴ	2			
		解剖生理学	2	スポーツ情報処理実習	2	公衆衛生学(含衛生学)	2			
		テーピング理論及び実習	2	スポーツ測定評価	2	教職事前実習	1			
		ウェイトトレーニング演習	2	スポーツ栄養学	2	○保健体育教職演習Ⅰ	2			
		解剖生理学	2	スポーツ内科学	2	[保健体育経営管理学]	2			
		テーピング理論及び実習	2	スポーツ測定評価	2	[保健教材演習]	2			
		ウェイトトレーニング演習	2	スポーツ栄養学	2	スポーツ産業論	2			
		解剖生理学	2	スポーツ情報処理実習	2	スポーツマーケティング論	2			
テーピング理論及び実習	2	スポーツ測定評価	2	社会調査実習	2					
ウェイトトレーニング演習	2	スポーツ栄養学	2	アダプテッドスポーツ演習	2					
コア共通科目群	コア推進科目	生涯スポーツ論	2	レジャー・レクリエーション総論	2	スポーツコミュニケーション論	2			
		生涯スポーツ論	2	野外教育概論	2					
	コア推進科目	生涯スポーツ論	2	団体指導	2	[コーチ哲学]	2			
		生涯スポーツ論	2	スポーツ統計学	2	スポーツメディア論	2			
		生涯スポーツ論	2		スポーツバイオメカニクス及び運動学実験	2	スポーツ心理学実験	2		
		生涯スポーツ論	2		スポーツ生理学実験	2	スポーツ生理学実験	2		
		生涯スポーツ論	2		球技論	2	球技論	2		
		生涯スポーツ論	2		柔道論	2	柔道論	2		
		生涯スポーツ論	2		剣道論	2	剣道論	2		
		生涯スポーツ論	2		陸上競技論	2	陸上競技論	2		
生涯スポーツ論	2		水泳論	2	水泳論	2				
生涯スポーツ論	2		器械運動論	2	器械運動論	2				

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次の選択必修科目から4単位以上、3年次の選択必修科目から2単位以上修得しなければならない。6単位を超えて修得した単位数は選択必修科目の単位数に算入しない。  
 4 コースの履修単位数は、履修できる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 5 生涯スポーツ論の教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 6 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件124単位のなかに算入しない。

平成29年度入学生 (17台)

スポーツ科学部 スポーツ科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2	哲学B 2	論理学A 2	論理学B 2	論理学A 2	論理学B 2		
		社会科学	政治学A 2	政治学B 2	社会学A 2	社会学B 2	社会学A 2	社会学B 2		
		自然科学	物理学A 2	物理学B 2	化学A 2	化学B 2	化学A 2	化学B 2		
		総合系列科目	地球科学入門 2	環境と健康 2	文化と教育 2	現代を生きる 2	基礎数学 2	自然界と物質の化学 2	新しき地球観 2	
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン 2	アカデミックスキルズゼミ I 2	アカデミックスキルズゼミ II 2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2					
	第1年次	第2年次	第3年次		第4年次					
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI 1	※インターメディアイト・イングリッシュI 1	※インターメディアイト・イングリッシュIII 1					
			※フレッシュマン・イングリッシュII 1	※インターメディアイト・イングリッシュII 1	※インターメディアイト・イングリッシュIV 1					
			※フレッシュマン・イングリッシュIII 1	海外英語研修 2	アドバンスト・イングリッシュI 1					
※フレッシュマン・イングリッシュIV 1			アドバンスト・イングリッシュII 1	アドバンスト・イングリッシュII 1						
第2		ドイツ語II A 2	ドイツ語II B 2							
		フランス語II A 2	フランス語II B 2							
		中国語II A 2	中国語II B 2							
		ロシア語II A 2	ロシア語II B 2							
		スペイン語II A 2	スペイン語II B 2							
		朝鮮語II A 2	朝鮮語II B 2							
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I 1	※生涯スポーツ演習III 1								
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2	スポーツ生理学 2	スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6					
		スポーツ哲学総論 2	スポーツバイオメカニクス 2							
	陸上競技I 1	スポーツ整形外科学 2								
	陸上競技II 1	スポーツ社会学 2								
	器械運動I 1	水泳I 2								
	器械運動II 1	ステップアップセミナー 2								
	フレッシュマンセミナーI 2	バレエI 1	スケートI 1							
	フレッシュマンセミナーII 2	バスケットボールI 1	陸上競技II 1							
	選択必修科目	バレーボールI 1	ハンドボールI 1	器械運動II 1						
		柔剣道I 1	柔剣道II 1	器械運動III 1						
剣道I 1		剣道II 1	器械運動IV 1							
スキューバI 1		ラグビーI 1	器械運動V 1							
スキューバII 1		ラグビーII 1	器械運動VI 1							
ハンドボールII 1		ハンドボールIII 1	器械運動VII 1							
バスケットボールII 1		バスケットボールIII 1	器械運動VIII 1							
バスケットボールIII 1		バスケットボールIV 1	器械運動IX 1							
バスケットボールIV 1		バスケットボールV 1	器械運動X 1							
バスケットボールV 1		バスケットボールVI 1	器械運動XI 1							
選択科目	スポーツ方法学 2	ピークパフォーマンス演習I 2	○ピークパフォーマンス演習II 2	メンタルマネジメント 2						
	解剖生理学 2	発育発達学 2	○トップアスリートコーチング論 2							
	解剖生理学 2	スポーツ内科学 2	○コーチ法実習 1							
	解剖生理学 2	スポーツ測定評価学 2								
	解剖生理学 2	コーチ法演習 2								
	解剖生理学 2	スポーツ栄養学 2								
	解剖生理学 2	スポーツ経営管理学 2	○スポーツトレーナー実習 1	メンタルマネジメント 2						
	解剖生理学 2	スポーツ情報処理実習 2	アスレチックリハビリテーション 2							
	解剖生理学 2	スポーツ内科学 2								
	解剖生理学 2	スポーツ測定評価学 2								
科目群	スポーツ方法学 2	保健体育科教育法I 2	保健体育科教育法III 2	○保健体育教職演習II 2						
	解剖生理学 2	保健体育科教育法II 2	保健体育科教育法IV 2							
	解剖生理学 2	発育発達学 2	保健体育科教育法V 2							
	解剖生理学 2	発育発達学 2	保健体育科教育法VI 2							
	解剖生理学 2	スポーツ情報処理実習 2	保健体育科教育法VII 2							
	解剖生理学 2	スポーツ運動学 2	保健体育科教育法VIII 2							
	生涯スポーツ論 2	レジャー・レクリエーション総論 2	○保健体育教職演習I 2							
	生涯スポーツ論 2	野外教育概論 2	[保健体育教職演習I] 2							
	生涯スポーツ論 2	団体系指導 2	[保健教材演習] 2							
	生涯スポーツ論 2	スポーツ統計学 2	スポーツ産業論 2							

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 選択必修科目は、2年次の選択必修科目から2単位以上修得しなければならない。6単位を超えて修得した単位数は選修科目の単位数に算入しない。  
 4 コースの履修単位を履修できる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの学生が履修できる。  
 5 生涯スポーツ論は、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 6 [ ] 内は、今年度休講。

平成28年度入学生 (16台)

スポーツ科学部 スポーツ科学科

※印は必修

		第 1・2・3・4 年次											
		授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位				
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2	哲学B 2	論理学A 2	論理学B 2	心理学A 2	心理学B 2					
		社会科学	政治学A 2	政治学B 2	社会学A 2	社会学B 2	文化人類学A 2	文化人類学B 2					
		自然科学	物理学A 2	物理学B 2	化学A 2	化学B 2	生物科学A 2	生物科学B 2					
		総合系列科目	地球科学入門 2	環境と健康 2	文化と教育 2	現代を生きる 2	基礎数学 2	自然界と物質の化学 2	新しき地球観 2	生命・健康と医療 2	現代を生きる 2		
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン 2	アカデミックスキルズゼミ I 2	アカデミックスキルズゼミ II 2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2								
	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次		第 4 年次								
			授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位			
	外国語科目	第 1	※フレッシュマン・イングリッシュ I 1	※インターメディアイト・イングリッシュ I 1	※インターメディアイト・イングリッシュ III 1	※インターメディアイト・イングリッシュ IV 1	アドバンスト・イングリッシュ I 1	アドバンスト・イングリッシュ II 1					
			※フレッシュマン・イングリッシュ II 1	※インターメディアイト・イングリッシュ II 1	※インターメディアイト・イングリッシュ III 1	※インターメディアイト・イングリッシュ IV 1	アドバンスト・イングリッシュ I 1	アドバンスト・イングリッシュ II 1					
			※フレッシュマン・イングリッシュ III 1	※インターメディアイト・イングリッシュ II 1	※インターメディアイト・イングリッシュ III 1	※インターメディアイト・イングリッシュ IV 1	アドバンスト・イングリッシュ I 1	アドバンスト・イングリッシュ II 1					
※フレッシュマン・イングリッシュ IV 1			※インターメディアイト・イングリッシュ II 1	※インターメディアイト・イングリッシュ III 1	※インターメディアイト・イングリッシュ IV 1	アドバンスト・イングリッシュ I 1	アドバンスト・イングリッシュ II 1						
第 2		ドイツ語 I A 2	ドイツ語 II A 2	フランス語 I A 2	フランス語 II A 2	中国語 I A 2	中国語 II A 2	ロシア語 I A 2	ロシア語 II A 2	スペイン語 I A 2	スペイン語 II A 2	朝鮮語 I A 2	朝鮮語 II A 2
		ドイツ語 I B 2	ドイツ語 II B 2	フランス語 I B 2	フランス語 II B 2	中国語 I B 2	中国語 II B 2	ロシア語 I B 2	ロシア語 II B 2	スペイン語 I B 2	スペイン語 II B 2	朝鮮語 I B 2	朝鮮語 II B 2
		ドイツ語 II A 2	ドイツ語 II B 2	フランス語 II A 2	フランス語 II B 2	中国語 II A 2	中国語 II B 2	ロシア語 II A 2	ロシア語 II B 2	スペイン語 II A 2	スペイン語 II B 2	朝鮮語 II A 2	朝鮮語 II B 2
		ドイツ語 III A 2	ドイツ語 III B 2	フランス語 III A 2	フランス語 III B 2	中国語 III A 2	中国語 III B 2	ロシア語 III A 2	ロシア語 III B 2	スペイン語 III A 2	スペイン語 III B 2	朝鮮語 III A 2	朝鮮語 III B 2
		ドイツ語 IV A 2	ドイツ語 IV B 2	フランス語 IV A 2	フランス語 IV B 2	中国語 IV A 2	中国語 IV B 2	ロシア語 IV A 2	ロシア語 IV B 2	スペイン語 IV A 2	スペイン語 IV B 2	朝鮮語 IV A 2	朝鮮語 IV B 2
		ドイツ語 V A 2	ドイツ語 V B 2	フランス語 V A 2	フランス語 V B 2	中国語 V A 2	中国語 V B 2	ロシア語 V A 2	ロシア語 V B 2	スペイン語 V A 2	スペイン語 V B 2	朝鮮語 V A 2	朝鮮語 V B 2
保健体育科目	※生涯スポーツ演習 I 1	※生涯スポーツ演習 III 1	※生涯スポーツ演習 II 1	※生涯スポーツ演習 IV 1									
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目												
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2	スポーツ生理学 2	スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6								
		スポーツ哲学総論 2	スポーツバイオメカニクス 2	卒業研究論文 6									
	選択必修科目	陸上競技 1	水泳 1	器械運動 I 1	ステップアップセミナー 2								
		バレーボール I 1	バスケットボール I 1	ハンドボール I 1	柔道 I 1	剣道 I 1	グランドゴルフ I 1	スキー I 1	アスリート I 1	クアソーツ I 1			
		バレーボール II 1	バスケットボール II 1	ハンドボール II 1	柔道 II 1	剣道 II 1	グランドゴルフ II 1	スキー II 1	アスリート II 1	クアソーツ II 1			
		バレーボール III 1	バスケットボール III 1	ハンドボール III 1	柔道 III 1	剣道 III 1	グランドゴルフ III 1	スキー III 1	アスリート III 1	クアソーツ III 1			
		バレーボール IV 1	バスケットボール IV 1	ハンドボール IV 1	柔道 IV 1	剣道 IV 1	グランドゴルフ IV 1	スキー IV 1	アスリート IV 1	クアソーツ IV 1			
		バレーボール V 1	バスケットボール V 1	ハンドボール V 1	柔道 V 1	剣道 V 1	グランドゴルフ V 1	スキー V 1	アスリート V 1	クアソーツ V 1			
		バレーボール VI 1	バスケットボール VI 1	ハンドボール VI 1	柔道 VI 1	剣道 VI 1	グランドゴルフ VI 1	スキー VI 1	アスリート VI 1	クアソーツ VI 1			
		バレーボール VII 1	バスケットボール VII 1	ハンドボール VII 1	柔道 VII 1	剣道 VII 1	グランドゴルフ VII 1	スキー VII 1	アスリート VII 1	クアソーツ VII 1			
選択科目	スポーツ方法学 2	ピークパフォーマンス演習 I 2	○ピークパフォーマンス演習 II 2	メンタルマネジメント 2									
	解剖生理学 2	○トップアスリートコーチング 2	○トップアスリートコーチング実習 1	メンタルマネジメント 2									
	スポーツマッサージ 2	○スポーツトレーナー実習 1	○スポーツトレーナー実習 2	メンタルマネジメント 2									
	スポーツ方法学 2	○スポーツトレーナー実習 1	○スポーツトレーナー実習 2	メンタルマネジメント 2									
科目群	生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2		
	スポーツ方法学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2		
	生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2		
	生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2		
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			
生体工学 2	○保健体育科教育法 I 2	○保健体育科教育法 II 2	○保健体育科教育法 III 2	○保健体育科教育法 IV 2	○保健体育科教育法 V 2	○保健体育科教育法 VI 2	○保健体育科教育法 VII 2	○保健体育科教育法 VIII 2	○保健体育科教育法 IX 2	○保健体育科教育法 X 2			

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。6単位を超えて修得した単位数は選択必修科目から4単位以上、3年次の選択必修科目から2単位以上修得しなければならない。  
 3 選択必修科目の単位数は、履修できる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの履修単位に算入する。  
 4 コースの履修単位は、履修できる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの履修単位に算入する。  
 5 コースの履修単位は、履修できる。但し、トレーナーコースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。なお、○科目は当該コースの履修単位に算入する。  
 6 「」内は、今年度休講。

令和5年度入学生 (23台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本史A 2 西洋史A 2 アジアの文学A 2 芸術学A 2	哲学B 2 倫理学B 2 日本史B 2 西洋史B 2 アジアの文学B 2 芸術学B 2	論理学A 2 宗教学A 2 東洋史A 2 日本文学A 2 西文学A 2 日本教育史 2	論理学B 2 宗教学B 2 東洋史B 2 日本文学B 2 西文学B 2 西洋教育史 2	政治学A 2 法政学B 2 商学B 2 教育論B 2 心理学A 2	政治学B 2 法政学A 2 商学A 2 教育論A 2 心理学B 2	物理学入門 2 地球科学入門 2 福岡大学で考える現代社会 2
		社会科学	政治学A 2 法政学B 2 商学B 2 教育論B 2 心理学A 2	政治学B 2 法政学A 2 商学A 2 教育論A 2 心理学B 2	憲法 2 経済学B 2 社会学B 2 地文化人類学A 2	憲法 2 経済学A 2 社会学A 2 地文化人類学B 2	物理学入門 2 地球科学入門 2 福岡大学で考える現代社会 2		
		自然科学	数学入門 2 物理学の世界 2 地球科学入門 2	基礎数学 2 自然界と物質の化学 2 新しい地球観 2	統計入門 2 生活と環境の化学 2 自然科学入門 2	物理学入門 2 地球科学入門 2 福岡大学で考える現代社会 2			
		総合系列科目	福岡大学で考える現代社会 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2	
		福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2	
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1		※インターメディア・イングリッシュⅠ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅡ 1 海外英語研修 2		※インターメディア・イングリッシュⅢ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅣ 1 アドバンスト・イングリッシュⅠ 1 アドバンスト・イングリッシュⅡ 1		
		第2	【ドイ ツ 語Ⅰ A 2 ドイ ツ 語Ⅰ B 2 フ ラ ン ス 語Ⅰ A 2 フ ラ ン ス 語Ⅰ B 2 中 国 語Ⅰ A 2 中 国 語Ⅰ B 2 ロ シ ア 語Ⅰ A 2 ロ シ ア 語Ⅰ B 2 ス ベ イ ン 語Ⅰ A 2 ス ベ イ ン 語Ⅰ B 2 朝 鮮 語Ⅰ A 2 朝 鮮 語Ⅰ B 2		ドイ ツ 語Ⅱ A 2 ドイ ツ 語Ⅱ B 2 フ ラ ン ス 語Ⅱ A 2 フ ラ ン ス 語Ⅱ B 2 中 国 語Ⅱ A 2 中 国 語Ⅱ B 2 ロ シ ア 語Ⅱ A 2 ロ シ ア 語Ⅱ B 2 ス ベ イ ン 語Ⅱ A 2 ス ベ イ ン 語Ⅱ B 2 朝 鮮 語Ⅱ A 2 朝 鮮 語Ⅱ B 2				
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1		※生涯スポーツ演習Ⅲ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅳ 1					
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目							
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2 生涯スポーツ論 2 体力学 2 体づくり運動学 2 ダッシュ 1 フレッシュマンセミナーⅠ 2 フレッシュマンセミナーⅡ 2		スポーツ内科学 2 スポーツ生理学 2 レジャー・レクリエーション総論 2 スポーツ社会学 2 健康スポーツ論 2 キャンパスⅠ 1 ステップアップセミナー 2 スポーツ整形外科学 2 健康運動器外科学 2		健康スポーツ演習 4 スポーツ科学演習 4		卒業研究論文 6	
		選択必修科目		健康スポーツ心理学 2 運動栄養学 2 身体コンディショニング論 2 スポーツバイオメカニクス 2 水泳Ⅰ 1		水泳Ⅱ 1 運動療法・処方 2 (含むリハビリテーション) 公衆衛生学(含衛生学) 2 フィットネス実習 1 エアロビックエクササイズ 1 ○健康運動指導演習Ⅰ 2		○健康運動指導演習Ⅱ 2 運動療法実習 1	
	選択科目	スポーツ史 2 スポーツ方法学 2		保健体育科教育法Ⅰ 2 保健体育科教育法Ⅱ 2 発育発達老化 2 スポーツ情報処理実習 2 スポーツ運動学Ⅰ 1 水泳 2		保健体育科教育法Ⅲ 2 保健体育科教育法Ⅳ 2 学校保健 2 公衆衛生学(含衛生学) 2 教職事前実習 1 ○保健体育教職演習Ⅰ 2 〔学校体育経営管理学〕 2 〔保健教材演習〕 2		○保健体育教職演習Ⅱ 2	
		生涯スポーツ教育		健康スポーツ経済学 2 健康スポーツ心理学 2 野外教育概論 2		レクリエーション演習Ⅰ 2 レクリエーション演習Ⅱ 2 スポーツ産業論 2 スポーツマーケティング論 2 社会調査実習 2 野外教育・レクリエーション支援論 2 社会福祉論 2 アダプテッドスポーツ演習 2 キャンパスⅡ 1			
	コース共通科目群	スポーツ栄養学 2 陸上競技Ⅰ 1 器械運動Ⅰ 1		スポーツ経営管理学 2 スポーツ統計学 2 スポーツ生化学 2 スポーツ哲学 2 団体指導 2 バスケットボールⅠ 1 バスケットボールⅡ 1 ハンドボールⅠ 1 ハンドボールⅡ 1 サラゲビ 1 柔道Ⅰ 1 柔道Ⅱ 1 スキューバ 1 アクアスポーツ 1		スポーツコミュニケーション論 2 生涯スポーツ実習 1 スポーツバイオメカニクス及び運動学実験 2 スポーツ心理学実験 2 スポーツ生理学実験 2 スケート 1 テニス 1 卓球 1 〔体づくり運動Ⅱ〕 1 パドミントン 1 レスリング 1 ゴルフ 1 基礎防災学 2 スポーツ行政論 2			

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次に選択必修科目から2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 4 3年次にコースを選ぶことができる。但し、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することができる。  
 5 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 6 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 7 各分野の推奨科目については別に定める。  
 8 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに算入しない。  
 9 [ ] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生 (22台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位					
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2	哲学B 2	論理学A 2	論理学B 2	東洋史A 2	東洋史B 2	西アジアの文化A 2	西アジアの文化B 2	日本教育史 2	政治教育史 2		
		社会科学	法政学A 2	経済学A 2	日経学B 2	商学A 2	社会学A 2	心理学A 2	文化人類学A 2	文化人類学B 2	物理学入門 2	マクロの生物科学 2		
		自然科学	数学入門 2	基礎数学 2	統計入門 2	物理学入門 2	地球科学入門 2	新しい地球観 2	生活と環境の化学 2	自然科学入門 2	国際化と日本 2	自然科学と人間 2	【科学・技術・情報と社会】 2	
		総合系列科目	地球環境教育 2	生命・健康と医療 2	文化人類学 2	物理学入門 2	地球環境教育 2	生命・健康と医療 2	生活と環境の化学 2	自然科学入門 2	国際化と日本 2	自然科学と人間 2	【科学・技術・情報と社会】 2	
		学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2	アカデミックスキルズゼミⅠ 2	アカデミックスキルズゼミⅡ 2	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2	アカデミックスキルズゼミⅠ 2	アカデミックスキルズゼミⅡ 2	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2	アカデミックスキルズゼミⅠ 2	アカデミックスキルズゼミⅡ 2	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2	福大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門 2	
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1	※インターメディア・イングリッシュⅠ 1	※インターメディア・イングリッシュⅢ 1	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1	※インターメディア・イングリッシュⅡ 1	※インターメディア・イングリッシュⅣ 1	アドバンスト・イングリッシュⅠ 1	アドバンスト・イングリッシュⅡ 1				
		第2	【ドイツ語ⅠA 2】	ドイツ語ⅡA 2	ドイツ語ⅡB 2	【フランス語ⅠA 2】	フランス語ⅡA 2	フランス語ⅡB 2	【中国語ⅠA 2】	中国語ⅡA 2	中国語ⅡB 2	【ロシア語ⅠA 2】	ロシア語ⅡA 2	
			【スペイン語ⅠA 2】	スペイン語ⅡA 2	スペイン語ⅡB 2	【朝鮮語ⅠA 2】	朝鮮語ⅡA 2	朝鮮語ⅡB 2						
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1	※生涯スポーツ演習Ⅲ 1		※生涯スポーツ演習Ⅱ 1	※生涯スポーツ演習Ⅳ 1							
		単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目											
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2	スポーツ内科学 2	健康スポーツ演習 4	生涯スポーツ論 2	スポーツ生理学 2	健康スポーツ演習 4	卒業研究論文 6	体力学 2	レジャー・レクリエーション総論 2	スポーツ社会学 2	健康スポーツ論 2		
		体づくり運動学 2	レジャー・レクリエーション総論 2	健康スポーツ論 2	フレッシュマンセミナーⅠ 1	フレッシュマンセミナーⅡ 2	ステップアップセミナー 2	スポーツ整形外科学 2	健康運動器外科学 2	健康運動指導者 2	解剖生理学Ⅰ 2	解剖生理学Ⅱ 2	ウェイトトレーニング演習 2	
	選択必修科目		健康スポーツ心理学 2	運動栄養学 2	身体コンディショニング論 2	スポーツバイオメカニクス 2	水泳Ⅰ 1	水泳Ⅱ 1	運動療法・処方（含むリハビリテーション） 2	公衆衛生学（含衛生学） 2	フィットネス実習 1	エアロビックエクササイズ 1	○健康運動指導演習Ⅰ 2	
	選	スポーツ史 2	保健体育科教育法Ⅰ 2	保健体育科教育法Ⅲ 2	スポーツ方法学 2	保健体育科教育法Ⅱ 2	発育発達老化 2	スポーツ情報処理実習 2	スポーツ運動学Ⅰ 1	健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	○保健体育教職演習Ⅱ 2	
	択		健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2
	科		健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2
	目		健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2
			健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2
			健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2
			健康スポーツ経済学 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	健康スポーツ心理学 2	野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2	レクリエーション演習Ⅱ 2	スポーツ産業論 2	スポーツマーケティング論 2	社会調査実習 2	野外教育・レクリエーション支援論 2	社会福祉論 2

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次に選択必修科目から2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 4 3年にお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 5 各分野の推奨科目については別に定める。  
 6 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに入れない。  
 【 】内は、今年度休講。

令和3年度入学生 (21台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本史A 2 西洋史A 2 アジアの文化A 2 芸術A 2	哲学B 2 倫理学B 2 日本史B 2 西洋史B 2 アジアの文化B 2 芸術B 2	論理学A 2 宗教学A 2 東洋史A 2 日本文学A 2 西日本文学A 2 日本教育史A 2	論理学B 2 宗教学B 2 東洋史B 2 日本文学B 2 西日本文学B 2 西洋教育史B 2	政治学A 2 法政商学B 2 商教心育論B 2 教育心理学A 2	政治学A 2 憲法学B 2 経済学B 2 社会心理学A 2 文化人類学A 2	政治学A 2 憲法学B 2 商教心育論A 2 教育心理学B 2 文化人類学B 2
		自然科学	数学入門 2 物理の世界 2 地球科学入門 2	基礎数学 2 自然界と物質の化学 2 新しい地球観 2	統計入門 2 生活と環境の化学 2 自然科学入門 2	物理学入門 2 マクロの生物科学 2 自然科学と人間 2	物理学入門 2 マクロの生物科学 2 自然科学と人間 2		
	総合系列科目	文化と環境 2 地球と教育 2	生命・健康と医療 2 現代を生きる 2	国際化と日本 2	〔科学・技術・情報と社会〕 2				
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン 2	アカデミックスキルズゼミⅠ 2	アカデミックスキルズゼミⅡ 2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2				
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目							
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1		※インターメディア・イングリッシュⅠ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅡ 1 海外英語研修 2		※インターメディア・イングリッシュⅢ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅣ 1 アドバンスト・イングリッシュⅠ 1 アドバンスト・イングリッシュⅡ 1			
		第2	ドイツ語ⅠA 2 ドイツ語ⅠB 2	ドイツ語ⅡA 2 ドイツ語ⅡB 2					
	フランス語ⅠA 2 フランス語ⅠB 2		フランス語ⅡA 2 フランス語ⅡB 2						
	中国語ⅠA 2 中国語ⅠB 2 ロシア語ⅠA 2 ロシア語ⅠB 2 スペイン語ⅠA 2 スペイン語ⅠB 2 朝鮮語ⅠA 2 朝鮮語ⅠB 2		中国語ⅡA 2 中国語ⅡB 2 ロシア語ⅡA 2 ロシア語ⅡB 2 スペイン語ⅡA 2 スペイン語ⅡB 2 朝鮮語ⅡA 2 朝鮮語ⅡB 2						
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1	※生涯スポーツ演習Ⅲ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅳ 1						
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2 生涯スポーツ論 2 体力学 2 体づくり運動学 2 ダッシュ 1 フレッシュマンセミナーⅠ 2 フレッシュマンセミナーⅡ 2	スポーツ内科学 2 スポーツ生理学 2 レジャー・レクリエーション総論 2 スポーツ社会学 2 健康スポーツ論 2 キャンパスⅠ 1 ステップアップセミナー 2	健康スポーツ演習 4 スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6				
		選択必修科目	健康スポーツ心理学 2 運動栄養学 2 身体コンディショニング論 2 スポーツバイオメカニクス 2 水泳Ⅰ 1	水泳Ⅱ 1 運動療法・処方(含むリハビリテーション) 2 公衆衛生学(含衛生学) 2 フィットネス実習 1 エアロビックエクササイズ 1 ○健康運動指導演習Ⅰ 2	○健康運動指導演習Ⅱ 2 運動療法実習 1				
	選択科目	スポーツ史 2 スポーツ方法学 2	保健体育科教育法Ⅰ 2 保健体育科教育法Ⅱ 2 発育発達老化 2 スポーツ情報処理実習 2 スポーツ運動学Ⅰ 1	保健体育科教育法Ⅲ 2 保健体育科教育法Ⅳ 2 学校保健 2 公衆衛生学(含衛生学) 2 教職事前実習 1 ○保健体育教職演習Ⅰ〔学校体育経営管理学〕 2 〔保健教材演習〕 2	○保健体育教職演習Ⅱ 2				
		生涯スポーツ教育	健康スポーツ経済学 2 健康スポーツ心理学 2 野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2 レクリエーション演習Ⅱ 2 スポーツ産業論 2 スポーツマーケティング論 2 社会調査実習 2 野外教育・レクリエーション支援論 2 社会福祉論 2 アダプテッドスポーツ演習Ⅰ 1 キャンパスⅡ 1					
	コース共通科目群	スポーツ栄養学 2 陸上競技Ⅰ 1 器械運動Ⅰ 1	スポーツ経営管理学 2 スポーツ統計学 2 スポーツ生化学 2 スポーツ哲学 2 団体指導 2 バスケットボールⅠ 1 バスケットボールⅡ 1 ハンドボールⅠ 1 ハンドボールⅡ 1 柔剣道Ⅰ 1 柔剣道Ⅱ 1 スキューバ 1 アクアスポーツ 1	スポーツコミュニケーション論 2 生涯スポーツ実習 1 スポーツバイオメカニクス及び運動学実験 2 スポーツ心理学実験 2 スポーツ生理学実験 2 スケート 1 テニス 1 卓球 1 〔体づくり運動Ⅱ〕 1 パドミントン 1 レスリング 1 ゴルフ 1 基礎防災学 2 スポーツ行政学 2					

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次に選択必修科目から2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 4 3年次にコースを選ぶことができる。但し、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することができる。  
 5 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 6 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 7 各分野の推奨科目については別に定める。  
 8 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに算入しない。  
 9 [ ] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生 (20台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本史A 2 西洋史A 2 アジアの文化芸術A 2	哲学B 2 倫理学B 2 日本史B 2 西洋史B 2 アジアの文化芸術B 2	論理学A 2 宗教学A 2 東洋学A 2 日本文学A 2 西日本文学A 2 日本教育史A 2	論理学B 2 宗教学B 2 東洋学B 2 日本文学B 2 西洋教育史A 2 西洋教育史B 2	政治学A 2 法政商学B 2 治商学B 2 教育論B 2 心育学A 2	経済学A 2 経社学A 2 社会学A 2 教育の原理・課程論A 2 心理教育学A 2	憲法A 2 日本国憲法A 2 政治学A 2 商学A 2 教育論A 2 地文化人類学A 2 文化人類学A 2	政治学B 2 宗教学B 2 東洋学B 2 日本文学B 2 西洋教育史B 2 西洋教育史A 2 政治学A 2 商学B 2 教育論B 2 地文化人類学B 2 文化人類学B 2
		自然科学	数学入門A 2 物理の世界A 2 地球科学入門A 2	基礎数学B 2 自然界と物質の化学B 2 新しい地球観B 2	統計入門A 2 生活と環境の化学A 2 自然科学入門A 2	物理学入門A 2 マクロの生物科学A 2 自然科学と人間A 2	総合系列科目	地球と環境A 2 文化と教育A 2	生命・健康と医療A 2 現代を生きるA 2	国際化と日本A 2
	学修基礎科目	福大生のためのキャリアデザイン 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2		
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1		※インターメディア・イングリッシュⅠ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅡ 1 海外英語研修 2		※インターメディア・イングリッシュⅢ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅣ 1 アドバンスト・イングリッシュⅠ 1 アドバンスト・イングリッシュⅡ 1			
		第2	〔ドイツ語ⅠA 2 ドイツ語ⅠB 2 フランス語ⅠA 2 フランス語ⅠB 2 中国語ⅠA 2 中国語ⅠB 2 ロシア語ⅠA 2 ロシア語ⅠB 2 スペイン語ⅠA 2 スペイン語ⅠB 2 朝鮮語ⅠA 2 朝鮮語ⅠB 2〕		〔ドイツ語ⅡA 2 ドイツ語ⅡB 2 フランス語ⅡA 2 フランス語ⅡB 2 中国語ⅡA 2 中国語ⅡB 2 ロシア語ⅡA 2 ロシア語ⅡB 2 スペイン語ⅡA 2 スペイン語ⅡB 2 朝鮮語ⅡA 2 朝鮮語ⅡB 2〕					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1		※生涯スポーツ演習Ⅲ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅳ 1							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2 生涯スポーツ論 2 体力学 2 体づくり運動学 1 ダッシュマンセミナーⅠ 1 フレッシュマンセミナーⅠ 2 フレッシュマンセミナーⅡ 2	スポーツ内科学 2 スポーツ生理学 2 レジャー・レクリエーション総論 2 スポーツ社会学 2 健康スポーツ論 2 キャンプⅠ 1 水泳Ⅰ 1 ステップアップセミナー 2	健康スポーツ演習 4 スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6					
		選択必修科目	解剖生理学Ⅰ 2 解剖生理学Ⅱ 2 ウェイトトレーニング演習 2	健康スポーツ心理学 2 運動栄養学 2 身体コンディショニング論 2 スポーツバイオメカニクス 2	水泳Ⅱ 1 運動療法・処方 2 （含むリハビリテーション） 公衆衛生学（含衛生学） 2 フィットネス実習 1 エアロビックエクササイズ 1 健康運動指導演習Ⅰ 2	○健康運動指導演習Ⅱ 2 運動療法実習 1				
	選択科目	スポーツ史 2 スポーツ方法学 2	保健体育科教育法Ⅰ 2 保健体育科教育法Ⅱ 2 発育発達老化 2 スポーツ情報処理実習 2 スポーツ運動学 2	保健体育科教育法Ⅲ 2 保健体育科教育法Ⅳ 2 学校保健 2 公衆衛生学（含衛生学） 2 教職事前実習 2 ○保健体育教職演習Ⅰ 2 〔学校体育経営管理学〕 2 〔保健教材演習〕 2	○保健体育教職演習Ⅱ 2					
		生涯スポーツ教育 コース推奨科目群	健康スポーツ経済学 2 健康スポーツ心理学 2 野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2 レクリエーション演習Ⅱ 2 スポーツ産業論 2 スポーツマーケティング論 2 社会調査実習 2 野外教育・レクリエーション支援論 2 社会福祉論 2 アダプテッドスポーツ演習 2 キャンプⅡ 1						
	コース共通科目群	スポーツ哲学 2 陸上競技Ⅰ 1 器械運動Ⅰ 1	スポーツ経営管理学 2 スポーツ統計学 2 スポーツ生化学 2 スポーツ栄養学 2 団体指導 2 バスケットボールⅠ 1 バレーボールⅠ 1 ハンドボールⅠ 1 サングビ 1 柔道Ⅰ 1 剣道Ⅰ 1 スキー 1 アクアスポーツ 1	スポーツコミュニケーション論 2 生涯スポーツ実習 1 スポーツバイオメカニクス及び運動学実験 2 スポーツ心理学実験 2 スポーツ生理学実験 2 ステータス 1 テニス 1 卓球 1 〔体づくり運動Ⅱ〕 1 バドミントン 1 レスリング 1 ゴルフ 1 基礎防災学 2 スポーツ行政論 2						

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次の選択必修科目から2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 4 3年次にコースを選ぶことができる。但し、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。  
 5 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 6 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 〔 〕内は、各分野の推奨科目については別に定める。  
 [ ]内は、今年度休講。

平成31年度入学生 (19台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本史A 2 西洋史A 2 アジアの文化A 2 芸術A 2	哲学B 2 倫理学B 2 日本史B 2 西洋史B 2 アジアの文化B 2 芸術B 2	論理学A 2 宗教学A 2 東洋史A 2 日本文学A 2 西文学A 2 日本教育史A 2	論理学B 2 宗教学B 2 東洋史B 2 日本文学B 2 西文学B 2 西洋教育史A 2	政治学A 2 法政商学B 2 治商学B 2 教育論B 2 心育学A 2	経済学A 2 経済会学A 2 教育の原理・課程論 2 基礎心理学B 2	憲法 2 日本国憲法 2 経済学B 2 社会学B 2 地文化人類学A 2 文化人類学A 2	政治学A 2 商学A 2 教育論A 2 地文化人類学B 2 文化人類学B 2
		自然科学	数学入門 2 物理の世界 2 地球科学入門 2	基礎数学 2 自然界と物質の化学 2 新しい地球観 2	統計入門 2 生活と環境の化学 2 自然科学入門 2	物理学入門 2 マクロの生物科学 2 自然科学と人間 2	総合系列科目	文化と環境 2 地球と教育 2	生命・健康と医療 2 現代を生きる 2	国際化と日本 2
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2		
			第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
			授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
教育科目	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1	※インターメディア・イングリッシュⅠ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅡ 1 海外英語研修 2	※インターメディア・イングリッシュⅢ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅣ 1 アドバンス・イングリッシュⅠ 1 アドバンス・イングリッシュⅡ 1					
		第2	〔ドイツ語ⅠA 2 ドイツ語ⅠB 2 フランス語ⅠA 2 フランス語ⅠB 2 中国語ⅠA 2 中国語ⅠB 2 ロシア語ⅠA 2 ロシア語ⅠB 2 スペイン語ⅠA 2 スペイン語ⅠB 2 朝鮮語ⅠA 2 朝鮮語ⅠB 2〕	〔ドイツ語ⅡA 2 ドイツ語ⅡB 2 フランス語ⅡA 2 フランス語ⅡB 2 中国語ⅡA 2 中国語ⅡB 2 ロシア語ⅡA 2 ロシア語ⅡB 2 スペイン語ⅡA 2 スペイン語ⅡB 2 朝鮮語ⅡA 2 朝鮮語ⅡB 2〕						
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1	※生涯スポーツ演習Ⅲ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅳ 1							
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目								
	専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2 生涯スポーツ論 2 体力学 2 体づくり運動学 1 ダッシュマンセミナーⅠ 1 フレッシュマンセミナーⅠ 2 フレッシュマンセミナーⅡ 2	スポーツ内科学 2 スポーツ生理学 2 レジャー・レクリエーション総論 2 スポーツ社会学 2 健康スポーツ論 2 キャンプⅠ 1 水泳Ⅰ 1 ステップアップセミナー 2	健康スポーツ演習 4 スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6				
選択必修科目			解剖生理学Ⅰ 2 解剖生理学Ⅱ 2 ウェイトトレーニング演習 2	健康スポーツ心理学 2 運動栄養学 2 身体コンディショニング論 2 スポーツバイオメカニクス 2	水泳Ⅱ 1 運動療法・処方 2 （含むリハビリテーション） 公衆衛生学（含衛生学） 2 フィットネス実習 1 エアロビックエクササイズ 1 ○健康運動指導演習Ⅰ 2	○健康運動指導演習Ⅱ 2 運動療法実習 1				
選択科目		スポーツ史 2 スポーツ方法学 2	保健体育科教育法Ⅰ 2 保健体育科教育法Ⅱ 2 発育発達老化 2 スポーツ情報処理実習 2 スポーツ運動学 2	保健体育科教育法Ⅲ 2 保健体育科教育法Ⅳ 2 学校保健 2 公衆衛生学（含衛生学） 2 教職事前実習 1 ○保健体育教職演習Ⅰ 2 〔学校体育経営管理学〕 2 〔保健教材演習〕 2	○保健体育教職演習Ⅱ 2					
科目		生涯スポーツ教育 2	健康スポーツ経済学 2 健康スポーツ心理学 2 野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2 レクリエーション演習Ⅱ 2 スポーツ産業論 2 スポーツマーケティング論 2 社会調査実習 2 野外教育・レクリエーション支援論 2 社会福祉論 2 アダプテッドスポーツ演習 2 キャンプⅡ 1						
コース共通科目群		スポーツ哲学Ⅰ 2 陸上競技Ⅰ 1 器械運動Ⅰ 1	スポーツ経営管理学 2 スポーツ統計学 2 スポーツ生化学 2 スポーツ栄養学 2 団体指導 2 バスケットボールⅠ 1 バレーボールⅠ 1 ハンドボールⅠ 1 サーグビ 1 柔道Ⅰ 1 剣道Ⅰ 1 スキューバ 1 アクアスポーツ 1	スポーツコミュニケーション論 2 生涯スポーツ実習 1 スポーツバイオメカニクス及び運動学 2 スポーツ心理学実験 2 スポーツ生理学実験 2 ステータス 1 テニス 1 卓球 1 〔体づくり運動Ⅱ〕 1 バドミントン 1 レスリング 1 ゴルフ 1 基礎防災学 2 スポーツ行政論 2						

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンス・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 3 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 4 2年次の選択必修科目から2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 5 3年次のコースを選択することができる。但し、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。  
 6 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 7 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 8 各分野の推薦科目については別に定める。  
 9 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに算入しない。  
 10 〔 〕内は、今年度休講。

平成30年度入学生 (18台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次								
		授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	
共 通 教 育 科 目	総合教養科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		社会科学	政治学A	2	経済学A	2	社会学A	2	社会学B	2
		自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2
		総合系列科目	地球環境	2	生命・健康と医療	2	国際化と日本	2	【科学・技術・情報と社会】	2
		学修基礎科目	福大生のためのキャリアデザイン	2	アカデミックスキルズゼミⅠ	2	アカデミックスキルズゼミⅡ	2	福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか	2
外 国 語 科 目	第 1 年次	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1			
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1			
外 国 語 科 目	第 2 年次	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	海外英語研修	2	アドバンス・イングリッシュⅠ	1			
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1			アドバンス・イングリッシュⅡ	1			
保 健 体 育 科 目	第 1 年次	【ドイツ語ⅠA】	2	【ドイツ語ⅡA】	2					
		【フランス語ⅠA】	2	【フランス語ⅡA】	2					
保 健 体 育 科 目	第 2 年次	【中国語ⅠA】	2	【中国語ⅡA】	2					
		【ロシア語ⅠA】	2	【ロシア語ⅡA】	2					
保 健 体 育 科 目	第 3 年次	【スペイン語ⅠA】	2	【スペイン語ⅡA】	2					
		【朝鮮語ⅠA】	2	【朝鮮語ⅡA】	2					
保 健 体 育 科 目	第 4 年次	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅲ	1					
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1	※生涯スポーツ演習Ⅳ	1					
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目								
専 門 教 育 科 目	必修科目	スポーツ心理学	2	スポーツ内科学	2	健康スポーツ演習	4	卒業研究論文	6	
		生涯スポーツ論	2	スポーツ生理学	2	スポーツ科学演習	4			
	体力づくり運動学	1	レジャー・レクリエーション総論	2						
	フレッシュマンセミナーⅠ	1	スポーツ社会学	2						
	フレッシュマンセミナーⅡ	2	健康スポーツ論	2						
	フレッシュマンセミナーⅢ	2	水泳Ⅰ	1						
	フレッシュマンセミナーⅣ	2	ステップアップセミナー	2						
	選択必修科目		スポーツ整形外科学	2						
	コース推奨科目群	健康運動指導者	解剖生理学Ⅰ	2	健康スポーツ心理学	2	水泳Ⅱ	1	○健康運動指導演習Ⅱ	2
	コース推奨科目群	健康運動指導者	解剖生理学Ⅱ	2	運動栄養学	2	運動療法・処方	2	○健康運動療法実習	1
コース推奨科目群	健康運動指導者	ウェイトトレーニング演習	2	身体コンディショニング論	2	（含むリハビリテーション）				
コース推奨科目群	健康運動指導者			スポーツバイオメカニクス	2	公衆衛生学（含衛生学）	2			
コース推奨科目群	保健体育教員	スポーツ史	2	保健体育科教育法Ⅰ	2	フィットネス実習	1			
コース推奨科目群	保健体育教員	スポーツ方法学	2	保健体育科教育法Ⅱ	2	エアロビックエクササイズ	1			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅲ	2	○健康運動指導演習Ⅰ	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅳ	2	学校保健	2	○保健体育教職演習Ⅱ	2	
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅴ	2	公衆衛生学（含衛生学）	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅵ	2	教職事前実習	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅶ	2	○保健体育教職演習Ⅰ	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅷ	2	【学校体育経営管理学】	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			保健体育科教育法Ⅷ	2	【保健教材演習】	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			健康スポーツ経済学	2	レクリエーション演習Ⅰ	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			健康スポーツ心理学	2	レクリエーション演習Ⅱ	2			
コース推奨科目群	保健体育教員			野外教育概論	2	スポーツ産業論	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツマーケティング論	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					社会調査実習	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					野外教育・レクリエーション支援論	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					社会福祉論	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					アダプテッドスポーツ演習	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					キャンプⅡ	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツコミュニケーション論	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					生涯スポーツ実習	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツバイオメカニクス及び運動学実験	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツ心理学実験	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツ生理学実験	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					スケーター	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					テニス	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					卓球	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					【体づくり運動Ⅱ】	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					バドミントン	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					レスリング	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					ゴルフ	1			
コース推奨科目群	保健体育教員					基礎防災学	2			
コース推奨科目群	保健体育教員					スポーツ行政論	2			

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンス・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 3 2年次の選択必修科目は、10単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 4 3年次にコースを選ぶことができる。但し、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。  
 5 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 6 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 7 各分野の推奨科目については別に定める。  
 8 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに算入しない。  
 9 [ ] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生 (17台)

スポーツ科学部 健康運動科学科

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学A 2 倫理学A 2 日本史A 2 西洋史A 2 [中国文]学A 2 芸術A 2	哲学B 2 倫理学B 2 日本史B 2 西洋史B 2 [中国文]学B 2 芸術B 2	論理学A 2 宗教学A 2 東洋史A 2 日本文学A 2 西日本文学A 2 日本教育史 2	論理学B 2 宗教学B 2 東洋史B 2 日本文学B 2 西日本文学B 2 西洋教育史 2	政治学A 2 法政商学B 2 治商学B 2 教心学B 2 育理学A 2	経済学A 2 経社学A 2 会学A 2 教心学B 2 育理学B 2	憲法 2 日本国憲法 2 経済学B 2 社会学B 2 地学A 2 文化人類学A 2	政治学A 2 商学A 2 教心学A 2 地学B 2 文化人類学B 2
		自然科学	数学入門 2 物理の世界 2 地球科学入門 2	基礎数学 2 自然界と物質の化学 2 新しい地球観 2	統計入門 2 生活と環境の化学 2 自然科学入門 2	物理学入門 2 マクロの生物科学 2 自然科学と人間 2	総合系列科目	地球と環境 2 文化と教育 2	生命・健康と医療 2 現代を生きる 2	国際化と日本 2
	学修基礎科目	福大生のためのキャリアデザイン 2		アカデミックスキルズゼミⅠ 2		アカデミックスキルズゼミⅡ 2		福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか 2		
	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ 1 ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ 1		※インターメディア・イングリッシュⅠ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅡ 1 海外英語研修 2		※インターメディア・イングリッシュⅢ 1 ※インターメディア・イングリッシュⅣ 1 アドバンスト・イングリッシュⅠ 1 アドバンスト・イングリッシュⅡ 1			
		第2	【ドイ ツ 語Ⅰ A 2 ドイ ツ 語Ⅰ B 2 フ ラ ン ス 語Ⅰ A 2 フ ラ ン ス 語Ⅰ B 2 中 国 語Ⅰ A 2 中 国 語Ⅰ B 2 ロ シ ア 語Ⅰ A 2 ロ シ ア 語Ⅰ B 2 ス ベ イ ン 語Ⅰ A 2 ス ベ イ ン 語Ⅰ B 2 朝 鮮 語Ⅰ A 2 朝 鮮 語Ⅰ B 2	【ドイ ツ 語Ⅱ A 2 ドイ ツ 語Ⅱ B 2 フ ラ ン ス 語Ⅱ A 2 フ ラ ン ス 語Ⅱ B 2 中 国 語Ⅱ A 2 中 国 語Ⅱ B 2 ロ シ ア 語Ⅱ A 2 ロ シ ア 語Ⅱ B 2 ス ベ イ ン 語Ⅱ A 2 ス ベ イ ン 語Ⅱ B 2 朝 鮮 語Ⅱ A 2 朝 鮮 語Ⅱ B 2						
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅱ 1		※生涯スポーツ演習Ⅲ 1 ※生涯スポーツ演習Ⅳ 1							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうちスポーツ科学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	必修科目	スポーツ心理学 2 生涯スポーツ論 2 体力学 2 体づくり運動学 1 ダグメン 1 フレッシュマンセミナーⅠ 2 フレッシュマンセミナーⅡ 2	スポーツ内科学 2 スポーツ生理学 2 レジャー・レクリエーション総論 2 スポーツ社会学 2 健康スポーツ論 2 キャンプⅠ 1 水泳Ⅰ 1 ステップアップセミナー 2	健康スポーツ演習 4 スポーツ科学演習 4	卒業研究論文 6					
		選択必修科目	解剖生理学Ⅰ 2 解剖生理学Ⅱ 2 ウェイトトレーニング演習 2	健康スポーツ心理学 2 運動栄養学 2 身体コンディショニング論 2 スポーツバイオメカニクス 2	水泳Ⅱ 1 運動療法・処方 2 (含むリハビリテーション) 公衆衛生学(含衛生学) 2 フィットネス実習 1 エアロビックエクササイズ 1 ○健康運動指導演習Ⅰ 2	○健康運動指導演習Ⅱ 2 運動療法実習 1				
	選	スポーツ史 2 スポーツ方法学 2	保健体育科教育法Ⅰ 2 保健体育科教育法Ⅱ 2 発育発達老化 2 スポーツ情報処理実習 2 スポーツ運動学 2	健康スポーツ演習Ⅲ 2 健康スポーツ演習Ⅳ 2 保健体育科教育法Ⅲ 2 保健体育科教育法Ⅳ 2 学校保健 2 公衆衛生学(含衛生学) 2 教職事前実習 2 ○保健体育教職演習Ⅰ 2 [学校体育経営管理学] 2 [保健教材演習] 2	○保健体育教職演習Ⅱ 2					
	択	コース推奨科目群	健康スポーツ経済学 2 健康スポーツ心理学 2 野外教育概論 2	レクリエーション演習Ⅰ 2 レクリエーション演習Ⅱ 2 スポーツ産業論 2 スポーツマーケティング論 2 社会調査実習 2 野外教育・レクリエーション支援論 2 社会福祉論 2 アダプテッドスポーツ演習 2 キャンプⅡ 1						
	科	コース推奨科目群	スポーツ哲学 2 陸上競技Ⅰ 1 器械運動Ⅰ 1	健康スポーツ経営管理学 2 スポーツ統計学 2 スポーツ生化学 2 スポーツ栄養学 2 団体指導 2 バスケットボールⅠ 1 バレーボールⅠ 1 ハンドボールⅠ 1 サッカーⅠ 1 ラグビーⅠ 1 柔道Ⅰ 1 剣道Ⅰ 1 スキー 1 アクアスポーツ 1	スポーツコミュニケーション論 2 生涯スポーツ実習 1 スポーツバイオメカニクス及び運動学 2 スポーツ心理学実験 2 スポーツ生理学実験 2 ステータス 1 テニス 1 卓球 1 [体づくり運動Ⅱ] 1 パドミントン 1 レスリング 1 ゴルフ 1 基礎防災学 2 スポーツ行政論 2					

(注) 1 第1外国語の海外英語研修2単位、アドバンスト・イングリッシュ2単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 2 単位及び第2外国語を修得した場合、自由履修単位に算入する。  
 3 自由履修単位の専門教育科目は、10単位を限度として、学科を越えて履修することができる。  
 4 2年次の選択必修科目は、2単位以上を修得しなければならない。2単位を超えて修得した単位数は選択科目の単位数に参入する。  
 5 3年次のコースは、そのコースの学生のみが履修できる。ただし、健康運動指導者コースと保健体育教員コースは人数を制限することがある。  
 6 なお、○科目は当該コースの学生のみが履修できる。  
 7 生涯スポーツ教育コースには、スポーツ産業分野、野外教育・レクリエーション分野、障がい者スポーツ指導分野がある。  
 8 各分野の推奨科目については、別に定める。  
 9 単位互換科目については、その修得単位数を卒業要件単位のなかに算入しない。  
 10 [ ] 内は、今年度休講。